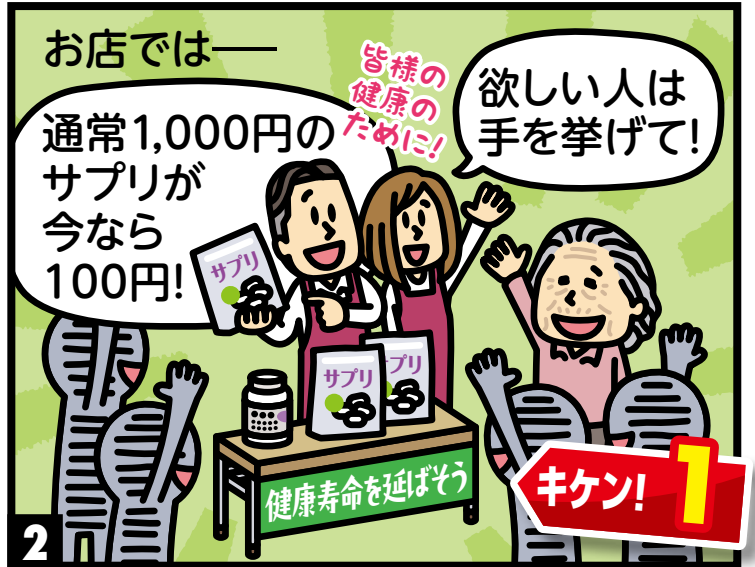
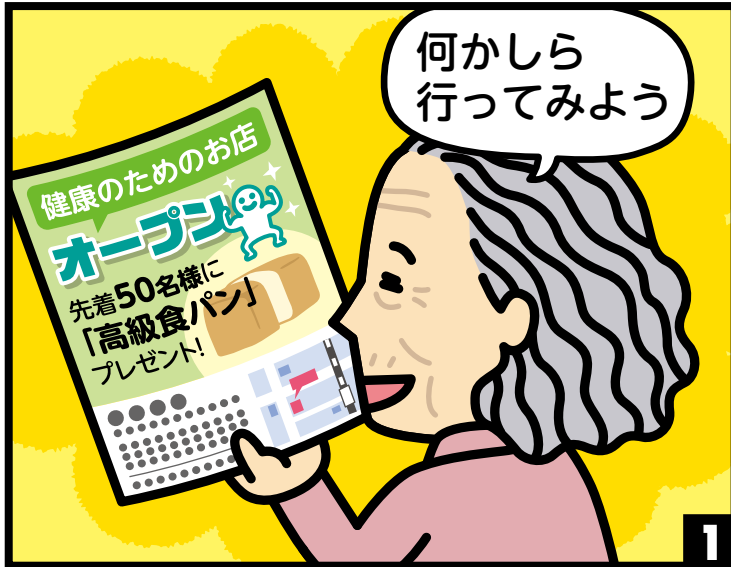


催眠商法にご注意!!

埼玉県消費生活センター



埼玉県消費生活センター



- 1▶ 無料の粗品や超安価な商品で場を盛り上げる会場には気をつけて
- 2▶ その場で契約せず、購入前に家族や周囲の人に相談
- 3▶ 周囲の方は、日ごろから高齢者の様子に気をつけて

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります。

TEL 188

皆さんからの相談情報が同様の被害防止につながります。

今月の標語

いつの間に?
催眠商法
気をつけて

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」188

いやや!



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

このようなことで、困った時は
消費生活相談窓口にご相談してください。

家の無料点検を受けたら
リフォームをすすめられた…



お試し購入のはずだったのに、
2回目、3回目が届いた…



危ない、おかしいと思ったことは、ありませんか?

整体マッサージで
痛みをこらえてたら
骨折した…



古い家電製品から
異様な匂いや
異音がする…



困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」188に
御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活
センターや消費生活相談窓口をご案内します。

※お電話でのお問合せが困難な方におかれましては、メール・FAX 等による相談を受け付けている場合もありますので、お住まいの地方公共団体の消費生活相談窓口までお問合せください。

いやや!
188泣き寝入り!

と覚えてね



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

消費者庁の資料を掲載しています。埼玉県